

コサイエ入会約款

(契約の成立)

- 第1条 コサイエ申込者（以下「甲」といいます）は、UDS株式会社（以下「乙」といいます）所定の申込書の内容及び以下の条項を承諾のうえ、当該申込書記載の日付において、乙に対して契約の申込および第2条第2項の定めに従い入会金等の支払を行い、乙が承諾した場合において契約が成立します（以下「本契約」といいます）。
- 2 甲は前項の契約の申込時に本サービス利用者（第2条にて定義）の食物・薬・動植物等のアレルギー、病気、障害その他懸念点の有無を乙に通知しなければなりません。当該通知をしなかったことにより発生したトラブルおよび損害については、乙は、一切の責任と損害賠償を免れるものとします。

(サービスの提供及び対価の支払)

- 第2条 乙は、甲の子供等の甲が指定した者（「本サービス利用者」といいます）に対し、以下のサービスのうち甲が別途乙に交付した乙所定の申込書（以下「本申込書」といいます）にて選択したサービスを提供します。また、甲は乙が別途定める以下の各号に関連するサービスを申し込むことができるものとし、乙は当該サービスを提供するものとします（以下本項のサービスを総称して「本サービス」といいます）。
- ① アフタースクールサービス（以下「コサイエラウンジ」といいます）
② 科学教室（以下「コサイエラボ」といいます）
- 2 甲は、乙の指示に従い、本サービスの提供前に、本申込書に規定されるまたは別途乙が定める本サービスに係る月額利用料、年会費その他金額（以下「利用料等」といいます）を前払いするものとします。
- 3 甲は、本申込書に規定されるまたは別途乙が定める本サービスに係る利用料等を、乙の指定する方法により乙の指定する期限までに乙に支払うこととします。
- 4 甲は、利用料等については、原則として銀行口座引落によって支払うものとします。なお、甲の都合により引落不能だった場合、甲は速やかに現金にて利用料等を乙に支払うこととします。
- 5 乙による利用料等の引落金額に誤りがあった場合、翌月もしくは翌々月の利用料等の引落の際に相殺するものとします。
- 6 乙が本サービスに関連するオプションサービスを提供する場合、甲は別途乙の指示に従い当該オプションサービスを都度申し込むことができるものとし、乙の指示に従い甲は乙に当該オプションサービスにかかる対価を支払うものとする。

(本サービスの開始日)

- 第3条 本契約において、本サービスの開始日とは、本申込書に利用開始日として記載した日付（以下「本サービス開始日」といいます）とし、甲が実際に本サービスを利用したか否かを問わないものとします。

(本サービスの実施場所・日程)

- 第4条 乙は、原則として乙が予め定めた場所および日程で本サービスを甲に提供します。但し、やむをえない事情が乙に生じた場合には、当該場所および日程を変更することができるものとし、甲はこれを予め承諾するものとします。

(利用期間)

- 第5条 コサイエラウンジの利用期間は本サービス開始日から1ヶ月間とし、甲から本契約の解約の申し出が無い限りその後1ヶ月自動的に延長され、以後も同様とします。ただし、当該自動延長は甲が小学校卒業する時点までとします。
- 2 コサイエラボの利用期間は、コサイエラボのうち甲が申し込んだ各講座の受講期間とします。

(申込み後のクーリング・オフ等)

- 第6条 甲は本契約書面を受領した日から起算して8日間は書面により本契約を解除することができます。
- 2 第1項に定める本契約の解除は、甲が本契約を解除する旨を記載した書面を乙に発信した時に成立します。
- 3 第1項に定める本契約の解除があった場合、乙が教材等の本サービスに関連する商品またはサービスの販売またはその代理もしくは媒介を行っているときは、甲は当該関連商品・サービス販売契約も解除することができるものとします。
- 4 第3項の本契約の解除は、甲が本契約を解除する旨を記載した書面を乙に発信した時に成立します。
- 5 第1項および第3項の解除については、甲は乙より損害賠償または違約金・手数料の支払いを請求されないものとします。また、既に引き渡された教材等の関連商品の引取りに要する費用、提供を受けた本サービスの対価その他の金銭の支払義務が甲に生じることはないものとします。甲が既に本サービスの対価の一部又は全部を支払っている場合、甲は速やかにその全額の返還を乙から受けることができるものとします。

(契約の解除)

- 第7条 乙は、第6条第1項に定める期間の経過後、甲から本契約の解約の申し出があった場合には、次の各号に掲げる場合に応じ損害を甲に請求できるものとし、それを超える前受金を受領している場合には乙は前受金から当該損害相当額を差し引いた残額を甲に返還するものとします。
- ① 甲がコサイエラボの初回講座を受講するなど本サービスの提供を受けた後である場合、本契約の締結及び履行のために通常要する費用として入会金と年会費および提供された本サービスの対価ならびに教材等の関連商品の引き取りに要する費用
- ② 甲が本サービスの提供を受ける前である場合、入会金と年会費および教材等の関連商品の引き取りに要する費用
- 2 本契約に基づき乙が甲に返還すべき金銭がある場合、指定の口座に速やかに甲に返還するものとします。ただし、事務手数料として、一律540円（税込）を差し引いた額を返還するものとします。
- 3 甲による本契約解除の申し出は、毎月15日までに乙所定の書面にて乙に提出した場合、当月末付での本契約解除とします。15日を過ぎた場合は翌月末付の本契約解除とし、この場合、乙は解約手数料として翌月分の利用料等の総額の50%か、10,800円のうち少ない金額を甲に請求できるものとします。

- 4 甲による退会手続きが行われない場合でも、次の各号に掲げる場合、乙は甲に通知することなく本サービスの一時停止または本契約を直ちに解除できるものとします。当該場合、甲は解除日の属する月に係る利用料等を支払うものとし、乙は当該解除により甲に生じうる一切の損害等の責任を負わないものとします。
- ① 本契約に違反した場合
 - ② 本申込書その他乙に通知した内容に虚偽またはその可能性がある場合
 - ③ 甲が支払期限を過ぎても利用料等を支払わない場合
 - ④ 本サービスの運営を妨害した場合
 - ⑤ 乙または本サービスの信用を毀損した場合
 - ⑥ 乙または乙の管理する財産を侵害した場合
 - ⑦ 他の会員の身体、財産、名誉、信用を毀損した場合
 - ⑧ 法令、公序良俗に違反し、犯罪に結びつく行為をした場合
 - ⑨ 本サービスの趣旨に著しく反する行為をした場合
 - ⑩ その他本サービスの運営に支障があると乙が判断した場合

(コサイエラボの受講振替)

- 第8条 甲は、コサイエラボの講座に参加できない場合、事前に乙に連絡するものとします。甲の参加できないことに合理的事由があると乙が判断した場合、甲は乙が別途定めるルールに従い振替可能な講座を受講することができるものとします(以下「本振替」といいます)。なお、甲による乙への事前連絡ない場合は、本サービスの提供を受けたものとみなします。
- 2 本振替が可能な期間は、利用料等の引落月を起算月として翌月末までとします。本振替の権利が複数生じた場合、新しい順から消化することとし、起算月の翌月末を経過した時点で、その権利は消失することとします。また、本振替により振り替えた講座を再度振替することはできません。
 - 3 乙は、コサイエラボの各講座の本振替の可否について甲に予め告知するものとします。本振替ができない講座については当該講座の教材等の提供をもって本振替の代わりとすることとし、乙は甲に返金しないものとします。

(備品等の破損・毀損)

- 第9条 甲または本サービス利用者が、本サービスを提供する施設および乙または第三者の所有または管理する備品その他の物を破損・紛失した場合または乙に損害を与えた場合、甲は当該損害を賠償するものとします。

(個人情報保護)

- 第10条 乙は、本サービスにおいて甲から取得した個人情報(以下「本個人情報」といいます)を以下の目的の範囲内で利用するものとします。
- ① 本人確認
 - ② 各種問い合わせへの対応
 - ③ 緊急時の連絡その他対応
 - ④ 本サービスおよび関連する商品・サービスならびにイベント・フェア等に関する情報提供
 - ⑤ 本サービスの向上その他の商品・サービスのマーケティング・企画等
 - ⑥ 本サービス等に関するアンケートや調査の依頼と連絡
 - ⑦ 統計資料の作成
 - ⑧ 乙の管理する施設の入退管理および運営
- 2 乙は、本個人情報を株式会社リコーおよびその関連会社(以下「開示先」といいます)に開示できるものとし、甲はこれに予め同意するものとします。ただし、乙は開示先に本個人情報を前項の目的の範囲内で利用させるものとします。
 - 3 乙は、本サービスの遂行および第1項の利用目的の実施に必要な範囲内で本個人情報を業務委託先に預託することができるものとします。この場合、当該業務委託先に本契約における本個人情報に関する同等の義務を負わせるものとします。
 - 4 前二項の場合および法律上認められる場合を除き、乙は本個人情報を第三者に開示しないものとします。

(甲の責任・義務)

- 第11条 甲は、本サービスには安全管理・医療サービスは含まれないことを理解し、本サービス利用者の安全および健康に関する一切の責任を負うものとします。また、甲は本サービスの利用中に本サービス利用者に健康上の問題が生じたまたはその可能性がある場合、本サービス利用者を直ちに引き取るものとし、乙は本サービスを直ちに終了することができるものとします。
- 2 甲は、本サービスには本サービスを提供する施設までの送迎サービスは含まれないことを理解し、本サービスを提供する施設までの通所および帰宅ならびにそれらの安全に関する一切の責任を負うものとします。
 - 3 甲は自己の責任において本サービスを利用するものとし、本サービスの利用に関して生じた一切の結果および損害について、乙に故意または重大な過失があったと甲が証明する場合を除き、甲がその一切の責任を負うものとします。

(本サービスの中止)

- 第12条 乙は、甲に事前通知したうえで本サービスの全部または一部の提供をいつでも中止することができるものとする。
- 2 乙は、前項に従い本サービスの全部または一部を中止することに伴う甲または第三者からの損害賠償の請求を免れるものとします。

(紛争の解決)

- 第13条 本契約に定める事項及び契約内容について疑義が生じた場合、その他本契約に関して争いが生じた場合は、両者協議の上、解決するものとします。それでもなお、解決できない場合には、乙の本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

(約款の改定)

- 第14条 本約款の内容は、甲に事前に告知したうえで乙の都合によりいつでも改定できるものとします。利用料等が変更された場合、当該改定日の翌月から変更後の利用料等が適用されるものとします。